

愛と笑顔あふれる愛媛を目指して!

2022.9
特別版

愛顔のえひめ

愛媛県民だより



KEY WORD [新型コロナウイルス感染症こんな時どうすればいいの?] 愛顔のえひめ 2022.9 特別版

新型コロナウイルス感染症 こんな時どうすればいいの?

令和4年9月26日から新たな仕組みに変わりました



新型コロナ感染が心配なときは…

受診・検査の流れ

発熱等の症状あり

かかりつけ医等の
医療機関を受診

必ず事前に電話してから受診してください。

※県HPに診療・検査医療機関一覧を掲載しています。

愛媛県 コロナ 医療機関

ホームページで受診先が分からない方は

受診相談センター

089-909-3483

※24時間対応。休日や時間帯によっては繋がりにくいことがあります。

医療機関を受診せず自己検査

重症化リスクのある方(次に該当する方)

65歳以上

基礎疾患あり

症状が重い

妊娠中

医療機関を受診

上記以外の方

愛媛県陽性者登録センター

登録した方は、医療機関を受診せず、
自宅療養が開始できます。

また、体調悪化時は相談・診察可能な
「愛媛県自宅療養者医療相談センター」が利用できます。

愛媛県 陽性者登録センター

※受付時間9:00~18:00(土日祝も受付)

基礎疾患のない20代~40代の方は、
発熱等の症状があっても、市販薬を服用するなど
自宅で静養をお願いします。

陽性

症状なし

無料検査を活用

愛媛県 無料検査

無料検査所の開設場所や開設時間は県ホームページに掲載して
います。※当面10月末まで実施。以後の実施期間は、県HP等でお知らせします。

対象者

感染不安のある、無症状の県民の方

以下の方は対象外です。

- 症状のある方 ●会社から検査を受検するよう依頼された方
- 濃厚接触者(陽性者の同居家族等)

無料検査に関するご相談は

無料検査相談窓口

080-0080-7893

※平日9:00~18:00(土日祝除く)

陽性になったらどうすれば…

かかりつけ医、診療・検査医療機関を受診された方

- 発生届対象の方
- ①医療機関から療養案内書の配付があるほか、保健所から電話またはショートメールで連絡があります。
 - ②入院等が必要な方以外は、自宅療養をお願いします。原則、毎日、保健所または医療機関が電話等で健康観察を行います。

- 上記以外
- ①医療機関で配付される療養案内書をご確認ください。
【重要】療養期間中は療養案内書を捨てず、大切に保管してください。
医療機関を受診する際、窓口で療養案内書をご提示ください。
 - ②ご自身で毎日2回(朝・晩)健康観察(体温測定)しながら自宅療養をお願いします。
 - ③体調不良時は、愛媛県自宅療養者医療相談センターまたは受診した医療機関にご連絡ください。※保健所等からの電話連絡は行いません。

自己検査・無料検査で陽性となり、陽性者登録センターに登録した方

- ①センターから電子メールで連絡があります。
- ②連絡のあった注意事項に従い、自宅療養をお願いします。

自宅療養中の留意事項

区分	健康観察	体調悪化時の連絡先	
		平日(日中)	休日・夜間
発生届対象外	セルフチェック	診断を受けた医療機関(かかりつけ医) 医療機関(かかりつけ医)	愛媛県 自宅療養者 医療相談 センター
小児			
発生届対象者	保健所・医療機関(かかりつけ医)	保健所・医療機関(かかりつけ医)	

日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
有症状者	発症日	発症日から7日間が経過し、かつ、症状が軽快*した後24時間経過した場合は、8日目から療養解除	療養終了日	療養解除(外出可)	10日間が経過するまでは、体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を							
無症状者	検体採取日	検査のための検体を採取した日から7日間を経過した場合は、8日目に療養解除	療養終了日	療養解除(外出可)								
	検体採取日	5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に療養解除	療養終了日	療養解除(外出可)	7日間が経過するまでは、体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を							

*解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

ご家族が陽性になったら…

同居家族が陽性になったら濃厚接触者に該当します。最終接触日から5日間経過する日までの自宅待機をお願いします。2日目及び3日目に自己検査を行い、2回とも陰性を確認した場合は3日目に解除が可能です(短縮する場合の保健所への連絡は不要です。)

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
濃厚接触者	接最終日	陽性者との最終接触日から5日間経過した時点で、待機終了	待機解除				
濃厚接触者(待機期間短縮)	接最終日	陰性確認	陰性確認	待機解除	7日間が経過するまでは、体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を		

療養(待機)期間終了後、療養(待機)解除となります。
保健所等への確認は必要ありません。
また、療養(待機)解除に伴い検査を受ける必要はありません。

コロナに関するよくあるお問い合わせ

コロナ全般

Q1 抗原検査キットはどれを使ったらいいの？

A

抗原検査キットは、国の承認を受けた「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」を必ず用いるようにしてください。
(研究用の検査キットは使用不可です。)
※薬局やオンライン等で購入することができます。

Q2 日曜日だけど少し熱がある。すぐに医療機関を受診したほうがいいの？

A

休日・夜間は、診療している医療機関が少なく、大変混み合います。症状が軽く、重症化リスクの低い方は、ご自宅で少し様子を見ていただきますようお願いいたします。必要に応じて、市販薬の服用や薬局等で抗原検査キットを購入し、検査するなどのご対応をお願いいたします。



適正受診にご協力をお願いします。
また、**救急医療機関や救急車の適正な利用**もお願いします。

Q3 市販の解熱剤は服用しても問題ないの？

A

問題ありません。用法・用量等をよく確認の上、ご使用ください。ただし、下記のような場合には、かかりつけ医にご相談ください。
●他の薬を内服している場合や、妊娠中、授乳中、胃・十二指腸潰瘍や腎機能低下などの場合
●薬などによりアレルギー症状やぜんそくを起こしたことがある場合
●激しい痛みや高熱、症状が重い場合や、症状が長く続いている場合

Q4 事前に準備しておいたらいいものは？

A

事前に次の必要なものを準備しておきましょう。
●3日分程度の水・食料品
●市販薬(解熱鎮痛剤、咳止め等)
●日用品(不織布マスク、アルコール消毒液、体温計等)

Q5 愛媛県自宅療養者医療相談センターの連絡先は？

A

陽性者となられた方には、医療機関で配付される療養案内書または保健所や陽性者登録センターからのショートメール等に連絡先が記載されています。

Q6 会社で陽性者が出たため、会社から無料検査を受けるよう指示されたけどどうしたらいいの？

A

会社等から検査を受けるように指示があったという理由で無料検査を受けることはできません。また、濃厚接触者に該当する方も利用できません。

陽性・自宅療養に関すること

Q1 自分が発生届の対象かどうかどうしたらわかるの？

A

受診した医療機関が発生届の対象であるかを判断し、個別にお知らせします。医療機関で配付される療養案内書をご確認ください。

Q2 食料や日用品の買い出しで外出してもいいの？

A

症状軽快後24時間経過した方または無症状の方は、マスクの着用、公共交通機関を使用しないなど、感染予防行動を前提に、食料品の買い出し等、必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

Q3 療養期間が過ぎたらすぐに飲み会等に行ってもいいの？

A

少なくとも発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残るため、会食を控えるようお願いします。また、マスク着用や体調管理をはじめ、重症化リスクの高い方との接触、混雑した場所を避けるなど、自主的な感染回避行動の徹底をお願いします。

Q4 療養証明書が欲しいけどどうしたらいいの？

A

9月26日以降発生届の対象とならない方については、保健所で療養証明書を発行することはできません。保険金の請求など必要がある場合は、医療機関が発行する診療明細書等をご活用ください。

Q5 保健所からのショートメールの番号は？

A

ドコモ、KDDI(au)、楽天をご利用の方
050-5490-7035 または (+81)50-5490-7035
ソフトバンクご利用の方 243056

※ショートメールでは、口座番号確認やATMの操作をお願いすることはありません。振り込み詐欺等にご注意ください。

濃厚接触に関すること

Q1 濃厚接触者の基準はあるの？

Q2 濃厚接触者に該当するかわからない。

Q3 同居家族が陽性になったら、どうしたらいいの？

Q4 同居家族が陽性となった。最終接触日はいつ？

上記のほか、よくある質問やコロナに関することが知りたい方は

県ホームページに様々な情報を掲載しています。 [愛媛県](#) [コロナ](#)

ホームページで分からないこと、一般的な相談や問い合わせは

一般相談
窓口

089-909-3468

※24時間対応。休日や時間帯によっては繋がりにくいことがあります。



次の感染の波を抑えるためにも、早期のワクチン接種をご検討ください！

※ワクチン接種は本人の同意により行われるもので、強制ではありません。

12歳以上で2回以上接種済みの皆様

オミクロン株対応ワクチンの接種が、9月下旬以降、順次始まりますので、接種可能な方から接種を！

※接種の予約・手続きは、お住まいの市町のコールセンターやホームページ等でご確認ください。



愛媛県小児科医会会長
井上 哲志

5歳から11歳までのお子様のいるご家庭の皆様 【愛媛県小児科医会会長からのメッセージ】

今年に入り小児の感染者が増え夏には激増する中、基礎疾患が無くても重症化する例や死亡例が報告されています。一方、春先から始まった5歳から11歳までの小児用ワクチン接種の有効性と安全性の情報が蓄積され、メリット(重症化予防)がデメリット(副反応等)を大きく上回ることが確認されました。これを受けて、日本小児科学会では子どもへのワクチン接種を推奨しています。9月からは努力義務が適用され、3回目接種も順次開始されますので、接種の前向きな検討をお願いします。